

## 令和3年度「アジア IT ビジネス活性化推進事業（データ利活用促進）」補助事業 公募要領

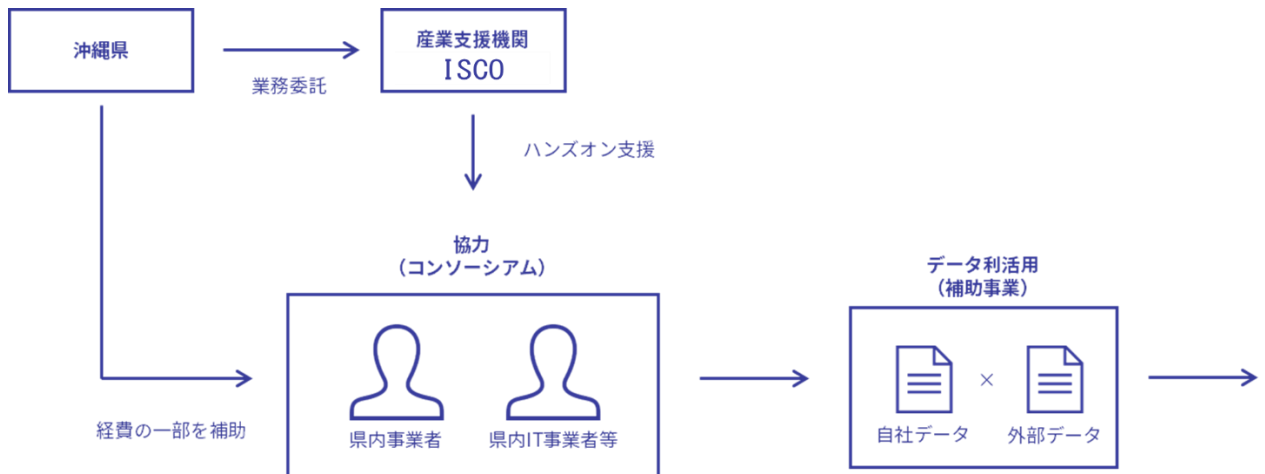
一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター（以下、「ISCO」という）では、沖縄県からの委託を受けて、「アジア IT ビジネス活性化推進事業委託業務」を実施しています。当事業に関する補助対象事業者を、以下の要領で広く募集します。

### 1 事業の目的

県内事業者が取組むデータの利活用による事業活動の改善や高付加価値化、新たなビジネスの創出に向けた実証事業を支援することによって、県内産業の振興を図るとともに、本県経済の競争力向上に資することを目的とする。

### 2 事業の概要

県内事業者が、県内情報通信関連事業者と協力のうえ取組む、データの利活用による事業活動の改善や高度化、新たなビジネスの創出等に向けた実証事業のうち、実証終了から1年以内に、実証結果を基にして事業改善等に着手する計画を有するものを、アジア IT ビジネス活性化推進事業（データ利活用促進）補助金の補助事業とし、これを募集する。



#### (1) 対象

県内に本社を有する観光、小売、製造等の事業者と、県内に本社を有する情報通信関連産業事業者等によるコンソーシアム

#### (2) 補助限度額

1,500千円（消費税及び地方消費税は含まない）

※対象経費：補助事業に従事する者の人件費、データ使用料や分析費用等の実証事業の実施にあたり必要となる経費の一部を補助する

#### (3) 補助率

補助対象事業費の2分の1以内

#### (4) 事業期間

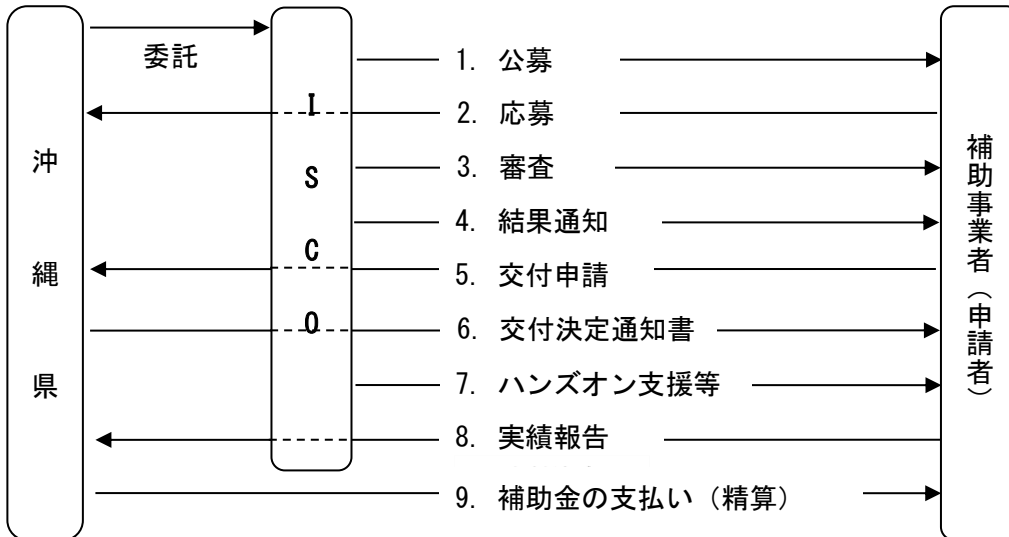
交付決定の日から令和4年2月28日まで

(5) その他

別に定める令和3年度「アジア IT ビジネス活性化推進事業（データ利活用促進）」補助対象事業企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

### 3 事業の流れ

本事業の流れについては次のとおり。



1. ISCO は、本事業の目的に沿ったプロジェクト（補助対象事業）を公募します。
2. 補助を希望する事業者は、ISCO に補助金申請に係る事業計画書（第1号様式）を提出します。
3. ISCO は、選定委員会の審査結果を踏まえて採択、又は不採択を決定します。
4. その結果を ISCO より通知します。
5. 採択された事業者は、沖縄県に補助金交付申請を行います。
6. 補助金交付申請書が受理されましたら、沖縄県から交付決定通知書が届きます。
7. ISCO は、補助期間中、プロジェクトの進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援（※）を実施します。
8. 事業終了後は沖縄県にその実績報告を行います。
9. 補助金の交付は、原則として、8 の実績報告に基づき精算払いにて行います。

※ハンズオン支援内容

① マッチング支援

県内事業者、県内情報通信関連事業者に対し、協力先事業者の紹介、その他関係団体等の紹介といったマッチング支援を実施する。

② ハンズオン支援等

補助事業者に対し、補助事業終了後における自主事業の改善、高付加価値化等に向けた支援、補助事業の進捗管理等支援等のハンズオン支援を実施する。

### 4 応募要件

- (1) 県内に本社を有する観光、小売、製造等の事業者と、県内に本社を有する情報通信関連産業事業者等によるコンソーシアムであること。県内情報通信関連産業事業者の業務一部を、県外情報通信関連事業者が担う形のコンソーシアムでの応募は可能とする。
- (2) 補助事業を実施する体制が整備されていること。

- (3) 補助対象事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。
- (4) コンソーシアムについて、全ての構成員で協定を締結すること。
- (5) コンソーシアムについて、代表企業を1社置くものとし、代表企業が補助事業の応募をするほか、事業全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- (6) コンソーシアムの全ての構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (7) コンソーシアムの全ての構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) コンソーシアムの全ての構成員が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (9) 補助事業の進捗確認や事業内容への打合せ等に、沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
- (10) 応募者（コンソーシアムによる申請の場合は構成員すべて）が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。
- (14) 補助事業者は、沖縄県内で開催予定の以下の報告会にて経過を報告する事。
  - ア 中間報告会：令和3年10月～12月頃予定
    - ※ResorTech Okinawa（おきなわ国際IT見本市）において開催予定
    - ※事業内容の説明や事業の進捗等を想定
  - イ 成果報告会：令和4年2月中旬～3月上旬頃予定
    - ※日時・会場の詳細は別途調整の上、採択者へ通知。

## 5 応募の手続き等

- (1) 公募開始日 令和3年4月12日（月）（予定） ※ISCOサイト上にて資料を公開

## (2) 公募説明会の開催

※令和3年度「アジア IT ビジネス活性化推進事業（データ利活用促進）」補助事業では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、集合型の公募説明会の開催を中止しております。

代替措置として、説明内容をまとめた映像を下記のとおり公開いたします。

- ① 日 時 令和3年4月19日（月）頃～5月13日（木）
- ② 場 所 ISCO サイト上にて、説明映像を公開予定

※令和3年度「アジア IT ビジネス活性化推進事業（データ利活用促進）」補助事業では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、補助金説明会の開催を中止しております。本事態を受け、説明会での説明内容を短くまとめた映像を作成いたしますので、本補助金へご応募を検討される事業者の皆様はご参考にしてください。

## (3) 事前相談（本補助事業への応募にあたっては事前相談の参加を必須とします。）

本事業においては、事前相談を受け付ける。（予約制）

- ① 事前相談期間 令和3年4月12日（月）～5月14日（金）

※事前相談受付終了：令和3年5月13日（木）正午

- ② 予約方法 ISCO サイト上の「事前相談申込み」より申し込むこと。

- ③ 連絡先「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

※担当者より個別にメールで連絡いたします。

### ④ 留意点

ア 相談希望日は上記の受付期間内の日付とし、以下の時間帯とする。

【事前相談対応可能時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※事前相談期間の終了間近や相談希望日直前の連絡については、希望の日時の予約を調整することが難しい場合があります。

イ 事前相談は、1事業者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき2回まで受け付ける。

ウ 1回の相談時間は1時間以内を目安とする。

## (4) 応募申請書等の提出

応募申請書等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期限内に到着するよう送付すること。

- ① 受付期間 令和3年4月12日（月）～令和3年5月17日（月）17時まで

※上記の受付時間以外での申請書等の受付は致しませんので、ご注意ください。

※受付最終日の受付時間は17時までとなりますので、ご注意ください。

- ② 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

- ③ 提出書類 「6 応募書類等」に定める書類

- ④ 受付先及び問い合わせ先 「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

## 6 応募書類等

### (1) 応募書類

- ① 応募申請書 【様式1】
- ② 会社概要表（コンソーシアム全構成員分を記載） 【様式2】
- ③ コンソーシアム協定書写 （任意様式）
- ④ コンソーシアム構成書 【様式3】

- ⑤ 委任状（コンソーシアム全構成員分） 【様式4】
- ⑥ 誓約書（コンソーシアム全構成員分） 【様式5】
- ⑦ 実証内容説明書 任意様式  
以下を内容に含んだものとする。作成にあたっては企画提案仕様書「7 実証内容説明書作成要領」を参照すること。
  - a. 応募者概要 任意様式
  - b. 実証内容 任意様式
  - c. 実証スケジュール 任意様式
  - d. 実施体制図 任意様式
  - e. 補助事業終了後の計画 任意様式
  - f. 経費積算内訳書 任意様式
  - g. その他実証内容の説明に関する記載、資料 任意様式
- ⑧ 定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの、コンソーシアム全構成員分）
- ⑨ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類（コンソーシアム全構成員分）
- ⑩ 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類（コンソーシアム全構成員分）

## (2) 提出部数

- ① 紙媒体2部（正本1部、副本（複写）1部）
  - ※ 申請書類は原則としてA4判（縦）、左綴りとし、様式1を1ページ目として通しページを中央下に必ず打ち、左上をダブルクリップで留めること。ステープラ（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。
- ② 電子媒体1部  
応募書類正本一式をPDFデータ化し、CD-R等に格納のうえ提出すること。  
原則としてPDFデータは、応募書類一式をカラーにて1ファイルにまとめて格納すること。  
なお、PDFデータについては、選定委員会委員配布用に用いることを想定しているため、その点を踏まえて格納すること。

## (3) 留意事項

- ① 応募内容と同一の内容で既に国等から補助等を受けている場合、又は採択が決定している場合は、本事業における審査対象から除外、又は採択の決定が取り消されることがある。
- ② 応募書類に不備がある場合には審査の対象とならないことがあるため、申請書様式に従い記入を行うこと。なお、審査を行う上で追加資料の提出を求められることがある。
- ③ 補助金交付額については、審査の結果等により、申請額から減額して交付決定することがある。

## 7 補助事業者の選定方法

補助事業の選定にあたっては、企画・提案の内容、事業の実施能力等を審査する。なお、必要に応じてヒアリングを行うこととし、その場合、事業者にも別途通知する。

### (1) 審査方法

- ① 第一次審査（書類審査）
  - ア ISCOにおいて、書類審査や必要に応じてヒアリングを実施し、応募要件を満たしているかを審査する。

イ 第一次審査の結果は、令和3年5月下旬に電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 外部有識者等により構成する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 選定委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と沖縄県において協議を行い、確認を受けた事業提案について、補助金の交付決定を行う。なお、補助事業の決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。

※ プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

※ プレゼンテーションに際しては、審査員が容易に理解できるよう、図表やグラフ、イラスト等を用いるなど工夫し、簡潔・明瞭に説明すること。

※補助金額については、提案内容や審査順位等に応じて変更（減額）になる場合がある。

(2) 審査のポイント

① 応募者の概要

補助事業の実施にあたり、安定した経営基盤を有しているかを評価する。

② 実証内容説明書

実証内容が本事業の目的に沿ったものであるか、実証内容の実現性、具体性を評価する。

③ 事業スケジュール

計画されたスケジュールが具体的であるか、事業期間中に実証成果が得られるか等を評価する。

④ 事業実施体制図

補助事業における、各員の役割や責任分担の明確さ、協力者との連携方法が十分に検討されているかを評価する。

⑤ 補助事業終了後の計画

補助事業終了後の、実証結果を基にした事業改善等への着手に係る計画の具体性、実現性を評価する。

⑥ 総合評価

①から⑤までの個別審査ポイント等を踏まえた総合評価を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールで通知した後、追って書面でも通知する。

(4) その他留意事項

本事業は、内閣府の沖縄振興特別推進交付金を活用して実施する事業であるため、企画提案の交付決定に際しては、内閣府による事前確認を行い、確認を受けた事業提案について補助金の交付決定を行うこととなっているので留意すること。

## 8 補助事業の開始

県からの補助金交付決定後に事業を開始することになるが、以下の点に留意すること。

(1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、申請者の事業者名、事業テーマ、事業の概要等を公表することがある。なお、公表する内容については、事前に調整を行う。

- (2) 交付決定の取り消し  
申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。
- (3) 補助金の支払い  
本事業における補助金の交付は、補助期間終了時に提出する実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則とする。
- (4) 補助金の経理  
補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要がある。
- (5) 事業の終了
- ① 実績報告書の提出  
本補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、報告書（A4判）、成果物を収めた電子媒体を正本1部、副本2部作成し、副本2部を提出すること。
  - ② 取得財産の管理  
本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限がある。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者に入収があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に納付すること。
  - ③ 成果報告書の提出  
補助事業の終了後は、知事の求めに応じて成果報告書を提出すること。
  - ④ 事業成果報告書の提出  
補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業成果状況について、事業成果報告書（第17号様式）を知事に提出すること。
  - ⑤ 産業財産権に関する届出  
補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出すること。
- (6) その他  
補助事業の遂行にあたっては沖縄県及びISCOと随時協議を行い、その指示に従うこと。

## 9 スケジュール（予定）

交付決定までのスケジュールは次のとおり予定しているが、変更することもあり得る。

- |                                    |                        |
|------------------------------------|------------------------|
| (1) 公募開始、質問受付開始                    | 令和3年4月12日（月）           |
| (2) 公募説明<br>（ISCOサイト上にて、説明映像を公開予定） | 令和3年4月19日（月）頃～5月13日（木） |
| (3) 事前相談受付終了                       | 令和3年5月13日（木）正午         |
| (4) 応募書類提出期間終了                     | 令和3年5月17日（月）17時        |
| (5) 第一次審査結果通知                      | 令和3年5月下旬               |
| (6) 第二次審査                          | 令和3年6月上旬               |
| (7) 採択候補事業に対する内閣府確認                | 令和3年6月上旬～6月下旬          |

- (8) 第二次審査結果通知 令和3年6月中旬  
(9) 交付決定 令和3年7月上旬

※「(8)第二次審査結果通知」及び「(9)交付決定」の時期については、「(7)採択候補事業に対する内閣府確認」の完了以降となるため、内閣府確認の実施状況によっては、7月上旬以降に遅れる可能性があります。予めご了承ください。

## 10 その他留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
  - ② 応募した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ 募集要領に違反すると認められる場合
  - ⑤ 他の提案者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な変更及び ISCO が指示した場合を除き、原則として認めない。
- (4) 応募申請書等の作成に要する経費等、本業務の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
- (6) 補助事業の選定に関する審査内容や経過等については、公表しない。また、審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 補助事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容すべてを実施することを保証するものではない。
- (8) 補助事業の実施において、検討すべき事象が生じた際には、沖縄県、ISCO、補助事業者とで協議するものとする。協議結果、補助事業の内容を応募時の計画から一部変更することもある。

## 11 各種書類提出・問合せ先

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3-6 那覇市 IT 創造館 4 階

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター リゾテック推進セクション

担当：仲宗根、内田、川越

TEL：098-953-8154

Mail：asia-info(at)isc-okinawa.org ※(at)は@に置き換えてください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時から17時（12時から13時を除く）